

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	長寿施設課
委 託 業 務 名	唐崎デイサービスセンター乗用エレベーター保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市唐崎三丁目
概 要	昇降機（エレベーター）の保守点検 頻度：月 1 回
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市淀川区宮原四丁目 3 番 2 9 号 〔名 称〕 三精テクノロジーズ株式会社
契約相手方の 選 定 理 由	当該事業者は、当センターの昇降機（エレベーター）の製造業者であり、当該昇降機の構造・仕様を十分理解しており、適切な保守点検が行えること、また地震等の際、必要となる遠隔監視装置による管制運転は当該事業者でしか行うことが出来ないため、三精テクノロジーズ株式会社を契約相手方とする。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。